2．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴　現金及び預金	10,937	10,937	—
⑵　有価証券			
満期保有目的有価証券	274,238	304,021	29,783
⑶　保険代位債権等			
保険代位債権等	233,025		
貸倒引当金（※）	△ 167,809		
（差引）	65,216	65,216	—
⑷　未収保険料	10,912	10,912	—
⑸　再保険貸	3,177	3,177	—
資産計	364,479	394,262	29,783
⑹　再保険借	12,767	12,767	—
負債計	12,767	12,767	—

（※）　保険代位債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券等に関する事項

⑴　現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑵　有価証券

・取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、満期保有目的の債券（独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解の区分による。）において、種類ごとの貸借対照表額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債地方債等	266,739	296,522	29,783
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債地方債等	7,500	7,499	△ 1
合計		274,238	304,021	29,783

・当事業年度中に売却した満期保有目的の債券は、22,467百万円であり、売却益の合計額は、1,468百万円です。

なお、上記の売却は、国庫納付及び金利情勢の変化に対応して運用利回りの高い債券に切り換えることを目的として、前中期目標期間以前に取得した債券を売却したものであるため、独立行政法人会計基準注解〈注23〉の⑴及び⑵前段の規定に従い、保有目的を変更せず引き続き満期保有目的有価証券に分類しております。

⑶　保険代位債権等

保険代位債権等については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第２号）に従い、次のとおり、貸倒引当金を計上しております。

①　非常事故代位債権については、債務国の返済状況により、国際金融市場による評価を基準に定めた引当率又は規定された一定の引当率により貸倒引当金を計上しております。

②　信用事故代位債権については、経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対するものについては、担保処分見込額及び保証による回収見込額を減額した額を、それ以外のものについては、見積将来キャッシュフローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積額を算定しております。

保険代位債権等の時価は、決算日における貸借対照表価額から貸倒引当金を控除した金額に近似していると考えられるため、当該価額をもって時価としております。

⑷　未収保険料、⑸　再保険貸及び⑹　再保険借

未収保険料等については、短期間で決済するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっています。

（注２）　金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超３年以内	３年超５年以内	５年超10年以内	10年超20年以内	20年超	未定（※）
有価証券							
満期保有目的の債券	7,500	—	25,000	26,500	214,500	—	—
保険代位債権等	14,579	22,130	18,327	43,190	40,013	—	94,786
合計	22,079	22,130	43,327	69,690	254,513	—	94,786

（※）　保険代位債権等において債務国の返済が延滞している債権額は未定欄に表示しております。

Ⅲ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅳ．重要な後発事象

該当事項はありません。

Ⅴ．固有の表示科目の内容

⑴　貸借対照表

勘定科目	内容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び保険代位債権発生見込額（支払備金の計上に伴い計上。）を計上しております。 なお、非常事故を支払事由とする保険金等の支払に関して取得した保険代位債権（以下「非常事故代位債権」という。）は、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第２号）に基づき、対外債務を履行することができなくなった債務国と日本政府の間で結ばれた債務繰延協定の締結時に資産計上しております。
未収収益	有価証券及び保険代位債権等（非常事故代位債権）に係る当該事業年度末までの未収利息の合計額を計上しております。 なお、非常事故代位債権に関し、債務国からの債権回収が見込まれる場合に未収利息を計上しております。